

司法試験

---

入門講座(武山クラス)  
オリジナルレジュメ  
民法 プレ編

---

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001221 202426

LU20242



# 民法

## 0-1 民法の意義

### 1, 民法とは？

(0) 民法がなぜ生まれたか？

Case まだ法律がなかったころ。Aさんは農地をたくさん持っていたが、全部を耕せる余裕はなかった。一方、土地は持っていないが、体力だけは有り余っているBがいた。

ある日、Aさんの農地をBさんに耕してもらえばいいというアイデアを出した人がいた。しかし、Aさんは農地をBに渡す（現代風に言うと貸す）と、返ってこない、占拠されてしまうのではという心配をしていた。

そこで、だんだんと契約のような考え方が発生した。すなわち、賃貸借契約という概念と、契約が守られなかったときの裁判システムがあれば、Aは安心して農地をBに貸せる。あるいは、Bは安心して、Aの農地で労働をし、対価を得られる。

(1) 民法の意味

Case AはBとの間で、B所有の中古車を100万円で買う契約を結んだ。Aは代金100万円を支払ったのに、Bは中古車を引き渡さない。Aは、中古車を手に入れるために何をすることができるだろうか？

→Aは、この中古車を買ったから、Bに中古車を引き渡せと「裁判で」請求することができる。

<これは、契約を結んだら、相手に請求する権利が生まれるから>逆に言うと、契約を結んだ以上、BはAに中古車を引き渡す義務がある。

用語

人に対する権利＝債権 人に対する義務＝債務

AはBに対し、中古車を引き渡せという債権を有している

BはAに対し、中古車を引き渡す債務を負っている

・民法とは、私人間の権利義務の関係，すなわち法律関係を定める法律である。

Case AはBを時給1000円で、焼肉屋のアルバイトとして雇った。

2, 債権と物権

用語

民法の中の主な権利は，債権と物権に分けられる。

- ・債権... (特定の) 人に対する権利 例) 貸金返還請求権, (売買契約による) 物の引渡請求権
- ・物権... 物に対する権利 例) 所有権, 抵当権

※ 物権と債権の対比

	物権	債権
権利の内容	物に対する権利	人に対する権利
具体例	所有権, 抵当権	貸金返還請求権, 損害賠償請求権, 不動産賃借権
性質	直接的, 排他的, <b>絶対的</b>	間接的, 並存的, 相対的
権利の原則	民法などの法律によらなければ物権を創設することはできない（物権法定主義） 同一物の上に同一内容の物権が並存することは許されない（一物一権主義）	契約は, その締結・内容・方式のいずれにおいても自由になされる（契約自由の原則） 矛盾する内容の複数の債権が成立しうる。

0-2 契約

1, 契約とは何か?

(1) 契約

・契約とは, 法的な拘束力を持った約束である

Case AはBとデートの約束をした。しかし, 約束の日になってもBは現れない。AはBに（裁判上で）何をすることができるだろうか？

→法的な拘束力を持つ意思で約束していないから, 何もできない。

Case AはBとの間で、B所有の中古車を100万円で買う契約を結んだ。Aは代金100万円を支払ったのに、Bは中古車を引き渡さない。尚、中古車の引渡場所はAの家と決めてある。Aは、中古車を手に入れるために（裁判上で）何をすることができるだろうか？

→AはBと、法的な拘束力を持たせる意思で契約している。AとBの間に売買契約が成立する。

※ 詳しく言うと、契約は申込みの意思表示と、承諾の意思表示が合致した時に成立する。

申込みの意思と承諾の意思の合致で契約は成立する（契約の成立要件）

→契約が成立した以上、法的拘束力が発生する。AはBに中古車を引き渡せと裁判上請求できる（契約の効果）

### 用語

#### ☆ 要件と効果

法律では、「要件」と「効果」で考える。要件とは「～ならば」の部分、効果とは「～である」の部分。要件があれば効果が発生する。

（2）どんな契約でも締結できるか

- ・当事者が納得して契約したのだから、原則としてどんな契約を締結してもよい（契約自由の原則）
- ・ただし、暴利行為や社会秩序に反するなど、あまりにひどい契約は公序良俗違反として無効になる（90条）
- ・その他、契約には種々の規制がある

（3）債権と債務、債権と物権

- ・契約を締結すると、債権・債務が発生したり、物権が発生したり移転したりする（契約による）

Case AはBから中古車を100万円で買う契約を締結した（555）。

<債権の世界>

- ・AはBに、売買契約に基づいて当該中古車を引き渡せと請求する権利を得る（債権）。  
Bから見ると、BはAに当該中古車を引き渡す義務を負う（債務）
- ・一方で、BはAに対し、売買契約に基づいて代金100万円を請求する権利を得る（債権）。Aから見ると、100万円を支払う義務となる（債務）

<物権の世界>

- ・売買契約を締結した瞬間に、中古車の所有権（物権）はBからAに移転する。
- ※詳しく突き詰めると難しい議論があるので、今はこのまま受け入れる
- ・中古車の所有権がAにあるのに、Bの手元に当該中古車がある場合、Aは、所有権に基づき、中古車を引き渡せとBに主張できる（物権的請求権＝物権の効果として認められる権利）

2, 契約が守られない時どうなるか？

契約が守られないこと（厳密にいうと債務が履行されないこと）を債務不履行という。

☆ 債務不履行の時に採りうる手段

□強制履行（414 I）...契約通りのことを裁判所が無理やり実行する例）Bさんの車を裁判所がAさんのところに持っていく

□損害賠償（415 I）...損した分のお金を取れる

例）車をつかえなかった分のAさんの出費をBが支払う

□解除（541）...契約を解約できる。解除すると、契約は初めからなかったことになる（溯及的無効という）。そして、当事者には原状回復義務が生じる（545 I）

例）Aは契約をなかったことにして、支払い済みの100万円を返してもらえる

※強制履行の一形態として、「差押」がある。

これは、金銭債務が履行されないときに、債務者の財産を差し押さえる手続き（その後、競売にかけられて、換価される）。



## 0-3 物権

### 1, 物権とは

- ・物権...物を支配する権利。誰にでも主張できる（絶対性）

### ☆ 不動産と動産

物権の対象となる物には、不動産と動産がある。

不動産...土地、建物

動産...不動産以外のもの

※ 土地と建物は、日本では別個の不動産！

### 2, 所有権の移転時期

#### （1）所有権の移転時期

- ・物権（所有権含む）は、特約がない限り、契約の時に移転する

Case AはBとの間で、Bの土地を1000万円で購入する契約をした。

→契約の瞬間に、土地の所有権がBからAへ移転する。

#### （2）不動産登記

- ・物権は目に見えない。そこで、登記によって、所有権などの物権を公示する（皆に示す）ことにしている。

### ※ 登記の所在と所有権の所在は別の問題

Case AはBから、平成29年3月1日に土地を買った。

土地の登記は、平成29年3月2日に、B名義からA名義に移転された。

Case AはBから、土地を買った。この土地は、登記名義がBになっていたが、実はCのものであった。

→Aは、無権利者Bから土地を買ったので、所有権を取得できない。

### （3）二重譲渡

・土地の所有権は、契約の瞬間に移転する。しかし、登記と所有権の所在が一致しないことがあるので、次のような現象が起こりうる。

**Case** Aは、Bに自分の土地を売った。しかし、登記はAのもとにある。Aはその土地をさらにCに売ってしまい、Cは所有権移転登記をした。尚、Cは、Aが同じ土地をBに売っていたことを知っていた。

<図>

### 民法 177 条

不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

→二重譲渡では、登記がなければ第三者に対抗できない

=登記がなければ自分の権利を主張できない=勝てない

・では「第三者」とは？

=当事者及び包括承継人以外の者で、登記の欠缺を主張する正当な利益を有する者  
例）不動産の直接の売主、不法占拠者等は該当しない

・「第三者」は、別に不動産の譲受人がいることを知っていても（=悪意）よいか？

→悪意であってもよい。但し背信的悪意者なら×

☆ 知識の補充

民法では、知っていることを「悪意」、知らないことを「善意」という。

- ・動産では「引渡」が対抗要件となる

0-4 債権の担保手段

・債権が履行されない時に備えての、いくつかの担保手段がある。代表的なのは、保証契約と抵当権である。

1, 保証契約

保証契約...債務者がお金を払わなかったときに、保証人が代わりにお金を払う契約 (446 I)

<図>

2, 抵当権

抵当権...債務者がお金を払わなかったら、抵当権を付けた不動産が競売（オークション）にかけられる。その売却代金から、債権者は貸金を回収する (369 I)。

Case) Aは、B銀行から500万円を借り、Aの土地に1番抵当権を設定し、その旨の登記をした。さらに、C銀行から300万円を借り、Aの土地に2番抵当権を設定し、その旨の登記をした。

<図>

## 0-5 債権譲渡

Case) Aは、Bに対して100万円の貸金債権を有していた。弁済期は令和5年3月1日であった。しかし、Aは資金繰りが苦しく、今すぐ現金を入手したくなった（現在は令和2年4月16日だとする）。

→AはCに、Bに対する貸金債権を（例えば）60万円で売ることができる。売れば、債権はCに移転する（債権譲渡という、467I）。

Aは現金60万円をすぐ入手でき、Cは金60万円を支出することで、令和5年3月1日Bから100万円を入手できる。

## 0-6 債権の保全手段

### 1、債権者代位権

Case) XはAに1000万円の債権を有していた。そして、AはYに対し1000万円の債権を有している。AがYから1000万円を回収すれば、Xは自分の債権を回収できるはずなのに、AはYから取りたてようとしない（どうせXに取られてしまうのだから...）と思っているようだ。Aには、Yに対する1000万円の債権以外、目ぼしい財産はない（無資力）。

→Xは、Aに代位して、AのYに対する1000万円の債権を行使し、回収できる（債権者代位権、423 I）。

### 2、詐害行為取消権（債権者取消権）

Case) XはAに1000万円の債権を有していた。Aは1000万円の土地を有していたので、Xは安心してAに貸したのだが、なんと、Aはその土地をYに贈与（549）してしまった。Yは贈与を受けることによって、Xが害されることを知っている。そして、Aには他に目ぼしい財産はない（無資力）。

→Xは、AのYに対する贈与を取り消し、Aの手元に土地を戻すことができる（詐害行為取消権、424 I）

## 0-7 不法行為

### 1 意義

ある者がその権利ないしは利益を他人によって違法に侵害され損害を被った場合に、損害の公平な分担を図るため、その侵害者をして当該被害者に対してその損害を賠償すべき債務を負わせる制度である（709）

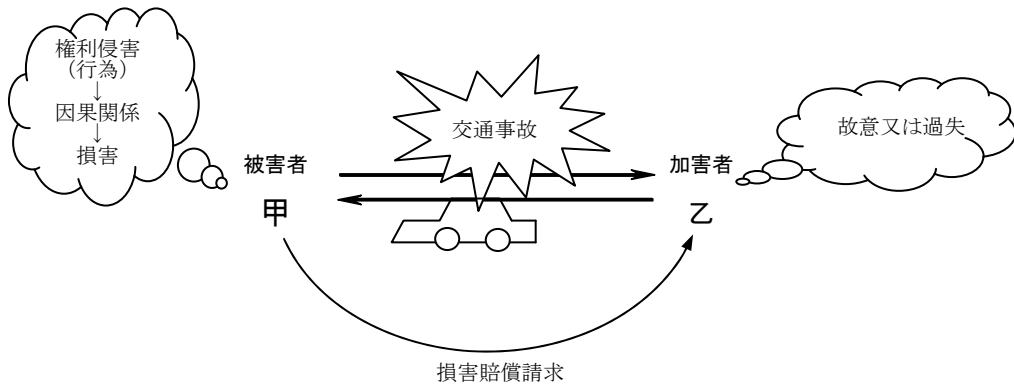
### 2 不法行為の成立要件・効果

#### (1) 要件

- ①故意・過失
- ②権利侵害（違法性）
- ③損害の発生
- ④行為と損害との因果関係
- ⑤責任能力

#### (2) 効果

- ①損害賠償請求権の発生（709, 722, 724）
- ②精神的損害に対して慰謝料請求権（710, 711）
- ③胎児の損害賠償請求権（721）
- ④名誉毀損の特例（723）



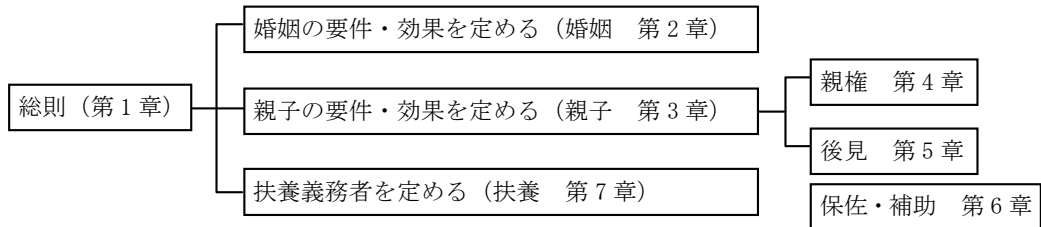
## 0-8 親族・相続

### (1) 親族の範囲

#### 1 意義

親族法とは、家庭・家族関係を規律する法律である。

#### 2 親族法の構造



\* 親族：6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族の範囲をいう（725）

### (2) 婚姻・離婚

#### 1 婚姻

婚姻は、「両性の合意のみによって成立」とされている（憲 24 I）。しかし、婚姻は、婚姻当事者のみではなく第三者にも影響を及ぼす（特に相続）。そこで法は、婚姻の要件として画一的な基準を設けている。

#### 2 離婚

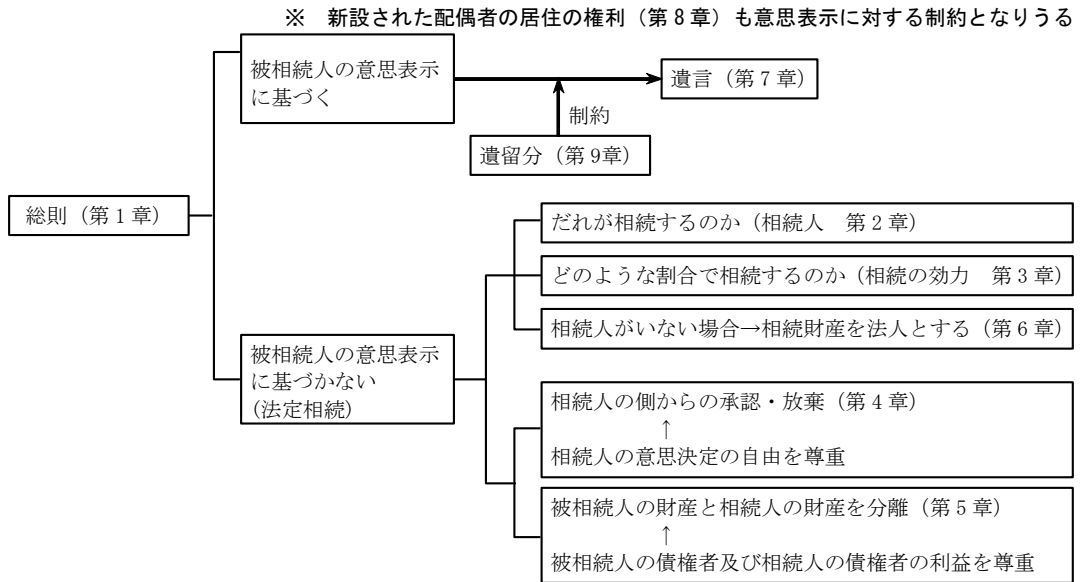
「離婚」とは、婚姻を解消することをいう。民法は、協議離婚（763 以下）と、裁判離婚（770 以下）という、2つの離婚の方式について規定している。「協議」とは、離婚意思の合致をいい、離婚意思の合致と届出によって協議離婚は成立する。他方、裁判上の離婚においては、民法 770 条 1 項各号の離婚原因がある場合に、夫婦一方の一定の原因に基づく離婚の請求に基づいて裁判所が婚姻を解消させるものをいう。

### (3) 相続人，相続分

#### 1 意義

「相続」とは，人の死亡によってその者（被相続人）の財産が法律上当然に一定範囲の遺族（相続人）に承継されることをいう（法定相続）。遺言による財産承継を含めていうこともある（遺言相続）。

#### 2 相続法の体系



#### 3 相続人の範囲

血 族 相 続 人：①子（887 I）

②直系尊属（889 I ①）

③兄弟姉妹（889 I ②）

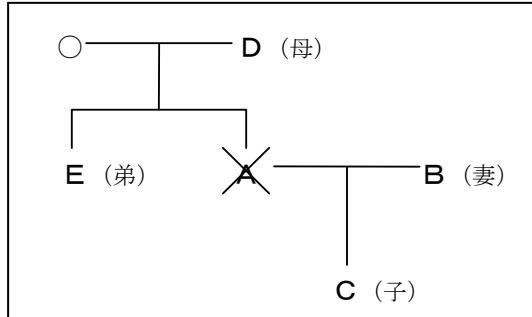
配偶者たる相続人：配偶者（890）→内縁（事実上の夫婦として生活しているが，婚姻届出をしていない夫婦）の妻は含まない

\* 「胎児は，相続については，既に生まれたものとみな」される（886 I）



<相続の具体例（順位）>

配偶者  
 相続開始の時に生存する**最先順位**の血族相続人 } のみが現実に相続する



- ①上記の例では、B・Cが相続人となる（887 I， 890）
- ・ C， D， Eがいない場合→Bのみが相続（890）
  - ・ B が い な い 場 合 → Cのみが相続人となる（887 I）
- ②C が い な い 場 合 → B・Dが相続人となる（889 I ①， 890）
- ③CもDもない場合→B・Eが相続人となる（889 I ②， 890）





**れっく LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2020 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LU20242